

地域未来投資促進法支援施策のご案内

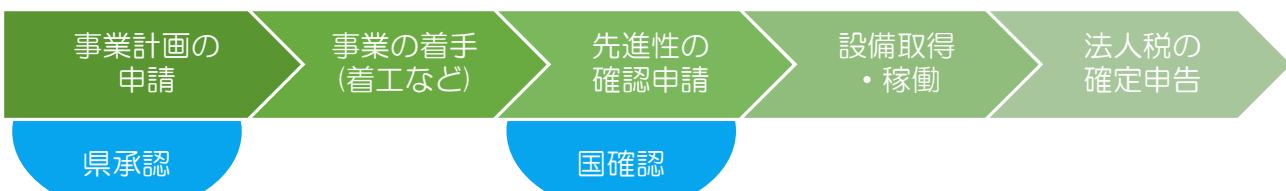
香川県では、「香川県成長ものづくり分野等における基本計画」に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的效果を及ぼす事業を支援しています。

※1 観光分野等の事業については、香川県交流推進部交流推進課（TEL：087-832-3389）にお問い合わせください。

1 対象となる事業者

地域の特性を生かして高い付加価値を創出するため、県の承認と国の確認を受けた地域経済牽引事業計画に従い、工場・物流拠点施設など新たな施設・設備を設置しようとする事業者。

2 申請手続き



※2 設備を稼働した日が含まれる年度の確定申告において、所定の手続きが必要になります。
複数年度にわたって設備を稼働する場合は、それぞれの年度の確定申告において、所定の手続きが必要です。

3 優遇内容

本制度は大企業も活用でき、建物も減税対象となることが特徴です。

【法人税】

- 一定の要件を満たす場合に、特別償却または税額控除により、設備投資を行った初年度の法人税の負担が軽減されます。
- 対象設備は、R7.3.31までに事業の用に供する必要があります。

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

(上乗せ要件：①（ア）または（イ）と②を満たすこと)
①（ア）直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
(H31.4.1以降に承認を受けた事業が対象)
（イ）対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前事業年度と前々事業年度の平均付加価値額が50億円以上
(R5.4.1以降に承認を受けた事業が対象)
②投資収益率5%以上かつ労働生産性の伸び率4%以上

（税制適用の主な注意点）

- 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額の限度額は80億円
- 税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限
- 対象施設を貸付けの用に供する場合や中古資産の取得は税制優遇の対象外

【不動産取得税】

- 一定の要件を満たす場合に、建物及び土地（建物の水平投影面積に限る）に係る不動産取得税の課税が免除されます。

主な要件	(土地) ・県承認日以後に取得していること。 ・取得後1年以内に家屋の建設に着手すること。	(家屋) ・R7.3.31までに対象施設を設置すること。
	(その他) ・対象施設の取得価額が原則1億円（農林漁業およびその関連業種は5,000万円）を超えること。 ・家屋の中に対象外施設が含まれる場合、当該家屋の床面積の2分の1以上が対象施設であることなど。	

4 その他の支援制度

【低利融資】

- 特定事業者などが、承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づいて事業を行おうとする場合、日本政策金融公庫の低利融資を利用できる場合があります。詳細は日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

5 承認要件(県)

要件1	地域の特性を活用すること（①～⑤のいずれか） ①ものづくり基盤技術産業（建設機械・電気機械・造船等）の集積を活用した成長ものづくり分野 ②エネルギー・基礎素材型産業及びその関連産業の技術を活用した成長ものづくり分野 ③食料品産業及びその関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野 ④先端的研究開発や知的財産を生かした産業の技術を活用した研究開発・情報分野 ⑤瀬戸大橋や高松空港等の交通・物流インフラを活用した運輸・物流産業及びその関連産業分野
要件2	高い付加価値を創出すること ●付加価値（営業利益+給与総額+租税公課）増加分：4,040万円超
要件3	いずれかの経済的效果が見込まれること ●売上げ：1%増加 ●雇用者数：3%増加 ●雇用者給与等支給額：3%増加

6 確認要件(国)

【1. 先進性に関する基準】	
①通常類型	●投資収益率又は労働生産性の伸び率が一定水準以上であること。 <投資収益率> 事業供用年度の翌事業年度以降の5事業年度の平均値が5%以上 各事業年度の投資収益率＝ $\frac{\text{営業利益の増加額} + \text{減価償却費の増加額}}{\text{減価償却資産の取得予定価額}}$ <労働生産性の伸び率> 事業供用年度以降の5事業年度の伸び率の平均値(幾何平均値)が4%以上 各事業年度の労働生産性の伸び率＝ $\frac{\text{当該事業年度付加価値額} - \text{当該事業年度労働者数}}{\text{前事業年度付加価値額} - \text{前事業年度労働者数}}$
②サプライチェーン類型	●海外に生産拠点が集中している製品を製造し、かつ、域内(地域経済牽引事業を実施する県内)における製品の取引額の伸び率が一定水準以上など、ア～ウの要件を全て満たすこと。 ア 当該製品の海外への生産拠点の集中度が50%以上 イ 計画承認日から5年間に見込まれる域内取引額の伸び率5%以上 ウ BCP(事業継続計画)策定など
【2. 売上高に関する基準】	
●計画承認日以降5年を経過する日までの期間を含む事業年度において見込まれる当該承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、0を上回り、かつ、過去5事業年度における当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回ること。	
【3. 減価償却資産の取得予定価額に関する基準】	
●取得予定価額の合計額が2,000万円以上であること。	
【4. 取得予定価額と減価償却費の比率に関する基準】	
●取得予定価額が、前事業年度における減価償却費の10分の2以上の額であること。 (対象事業者が連結会社の場合には同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の減価償却費を合算)	
【5. 過去に先進性確認を受けた事業計画(以下、旧計画)がある場合】	
●旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上であること。	

7 関連HPへのリンク先



https://www.pref.kagawa.lg.jp/kigyoritti/kigyoritti/basic_plan.html
(香川県HP)



https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiiki_miraitoushi.html
(経済産業省HP)

8 問い合わせ先

香川県 商工労働部 企業立地推進課

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
TEL : 087-832-3354
E-mail : kigyoritti@pref.kagawa.lg.jp

四国経済産業局 地域経済部 地域未来投資促進室

〒760-8512 高松市サンポート3番33号
TEL : 087-811-8516